

教第11号議案

神戸市スポーツ表彰規程の一部を改正する訓令の件

神戸市スポーツ表彰規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

平成30年5月21日提出

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

神戸市スポーツ表彰規程の一部を改正する訓令

神戸市スポーツ表彰規程（平成3年9月教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第9号中「教育委員会事務局スポーツ担当局長」を「教育委員会事務局教育次長及びスポーツ体育部長」に改める。

第8条中「教育委員会スポーツ体育課」を「教育委員会事務局スポーツ体育部スポーツ体育課」に改める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

理 由

職制改正に伴い、選考委員会の組織等を変更する必要があるため。

(参 考)

神戸市スポーツ表彰規程 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)
神戸市スポーツ表彰規程

(改 正 案)
神戸市スポーツ表彰規程

第1条～第6条 略

(選考委員会の組織)

第7条

1 略

(1), (2), (3), (4), (5), (6), (7), (8) 略

(9) 教育委員会事務局スポーツ担当局長

教育委員会事務局教育次長及びスポーツ
体育部長

(庶務)

第8条 選考委員会の庶務は、教育委員会スポーツ
体育課において処理する。

教育委員会事務局スポーツ
体育部スポーツ体育課

第9条 略

(現行の規程)

神戸市スポーツ表彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の精神に基づき、本市スポーツの振興に著しく寄与した者及びスポーツに優秀な成績を収めた者の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、優秀選手表彰及び優秀団体表彰（以下「表彰」という。）とする。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、それぞれ毎年一定の日を定めて行う。

(被表彰者の推薦及び決定)

第5条 教育委員会は、次の各号に掲げる団体（以下「推薦団体」という。）又は教育長の推薦に基づき、第7条の選考委員会の審議を経て被表彰者を決定する。

- (1) 公益財団法人神戸市スポーツ教育協会加盟競技団体
- (2) 神戸市レクリエーション協会加盟団体
- (3) 兵庫県高等学校体育連盟神戸支部
- (4) 神戸市中学校体育連盟
- (5) 神戸市小学校スポーツ協会
- (6) 各区体育協会
- (7) 社会福祉法人神戸市社会福祉協議会神戸市障害者スポーツ協議会

2 表彰の推薦は、推薦書（様式第1号及び様式第2号）に所定の事項を記載し、選考委員会に提出することによって行うものとする。

(被表彰者の資格)

第6条 被表彰者の資格は、次の各号のいずれかに該当する者又は団体とする。

- (1) 国際競技大会に日本代表選手として参加し、優秀な成績を収めた者又は団体
- (2) 各種競技で日本記録を更新した者又は団体
- (3) 全日本選手権大会及びこれに準ずる大会において、特に優秀な成績を収めた者又は団体

(選考委員会の組織)

第7条 選考委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 公益財団法人神戸市スポーツ教育協会会長及び副会長
- (2) 神戸市レクリエーション協会会長
- (3) 神戸市スポーツ推進委員協議会議長
- (4) 神戸市立高等学校体育連盟会長
- (5) 神戸市中学校体育連盟会長
- (6) 神戸市小学校スポーツ協会会長
- (7) 神戸新聞社運動部長
- (8) 社会福祉法人神戸市社会福祉協議会神戸市障害者スポーツ協議会会長
- (9) 教育委員会事務局スポーツ担当局長

(庶務)

第8条 選考委員会の庶務は、教育委員会スポーツ体育課において処理する。

(施行細目の委任)

第9条 この規程の施行に関して必要な事項は、教育長が定める。